２０２５年度

政策課題討議

課　題　紙

注　意　事　項

１．政策課題討議試験は、第一部と第二部に分かれています。第一部は課題に対する意見をまとめ、個別発表及び討議用のレジュメを作成し、第二部は作成されたレジュメを基に個別発表及び討議を行います。
２．課題は**１題**、レジュメ作成時間は正味**２５分間**です。
３．レジュメの作成について
（ア）レジュメ作成用紙は**１枚（片面）**です。裏面は使用しないでください。
（イ）レジュメはコピーを取って、グループ内の各メンバー及び各試験官に配付しますので、レジュメ作成用紙の枠内に濃くはっきりと内容が分かるように書いてください。
（ウ）分かりやすく簡潔に作成してください。形式は自由です。箇条書きであっても、図や表を用いても構いません。
４．この課題用紙は、本試験種目終了後に回収します。
５．下欄に受験番号等を記入してください。

受　験　番　号	氏　　名

指示があるまで中を開いてはいけません。

食卓に上る畜産物は、栄養の供給源の１つとして国民の食生活に欠かせないものであり、その安定的な供給が求められている。畜産物は、国内で生産されている一方で、海外からの輸入により、その需給が満たされている現状がある。例えば、令和５年度の豚肉の重量当たりの自給率は約 49%であり、残りを米国、カナダ、スペイン、メキシコ等から輸入している。

国内外における家畜の悪性伝染病の流行は、畜産物生産に影響を与える主要な因子の１つである。国内では一度清浄化された豚熱が平成 28 年に再発し、令和６年度末までに本州、四国、九州において合計 96 事例の発生があった。一方、アフリカ豚熱が平成 28 年に中国に侵入し、中国における豚のと畜頭数が激減するなど、世界の畜産物の流通に大きな影響を与えたことは記憶に新しい。現在、アフリカ豚熱は、欧州、アジア等に広がっており、発生のない地域では、その侵入を警戒して対策が進められているところ。

我が国では、海外からの畜産物の輸入に当たっては、輸出国からの悪性伝染病の侵入リスクを評価した上で、輸出国との間であらかじめ締結した輸入条件を満たす畜産物の輸入が認められている。

このような国内外の状況を踏まえ、国民への畜産物の安定的な供給のための方策として、以下の A 及び B があるが、国としてどちらを優先的に取り組むべきか、あなたの意見に近いものを選んだ上で、選んだ理由、メリット・デメリット、推進するための政策（我が国で既に実行されている政策に限らず、諸外国の政策、自ら思案した政策等の記載も可）等を整理し、個別発表及び討議に用いるためのレジュメを作成しなさい。

意見 A：国産畜産物の供給量を増加させる取り組みを行う。

意見 B：海外での伝染病発生時であっても輸入継続性を高める取り組みを行う。

なお、レジュメ作成、個別発表及びグループ討議に当たり、参考資料を参考にしつつも囚われることなく、自由に論じなさい。畜産物生産や流通をめぐる国内外の状況には様々な要素があるが、伝染病に対する備えに主眼を置きつつ、その他の要素について言及しても構わない。

その後、レジュメを基に、一定の方向を目指してグループで討議しなさい。

政策課題討議

参 考 資 料

豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近は豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和5年度は、生産量が増加した一方、輸入量の減少等もあり、184万トンと高止まって推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和5年度では91万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。

豚肉需給（部分肉ベース）の推移

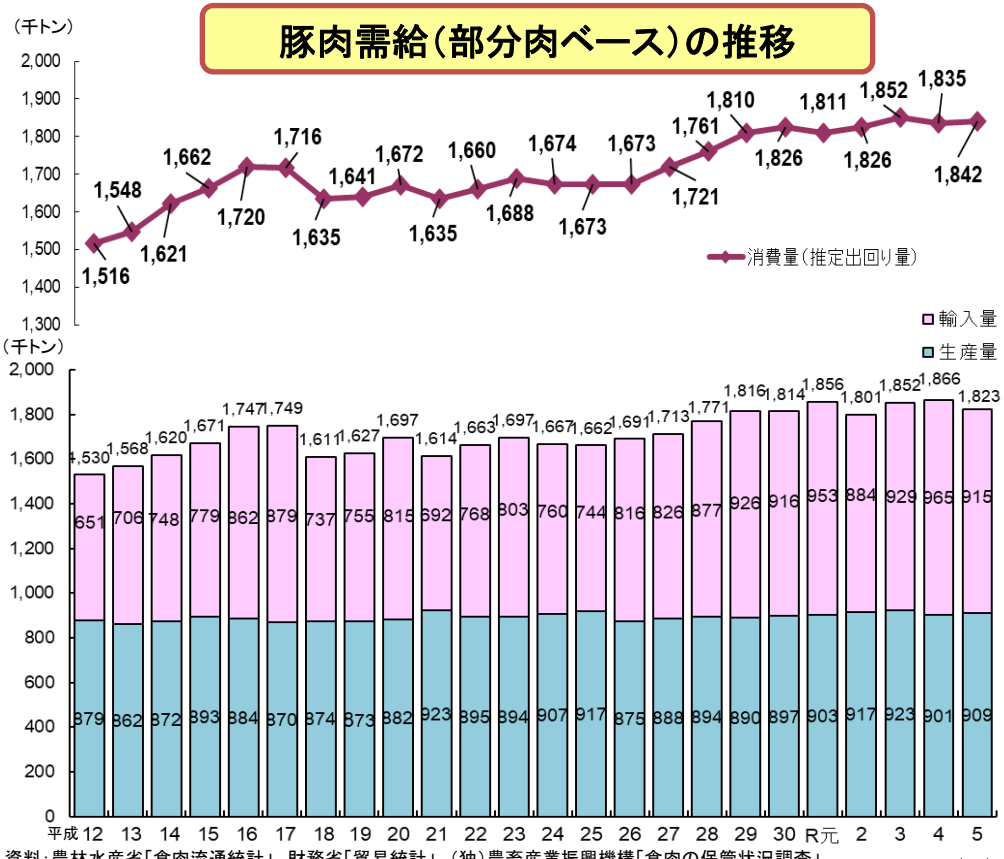

資料：農林水産省「食肉流通統計」 財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量+輸入量+前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

豚肉の自給率の推移

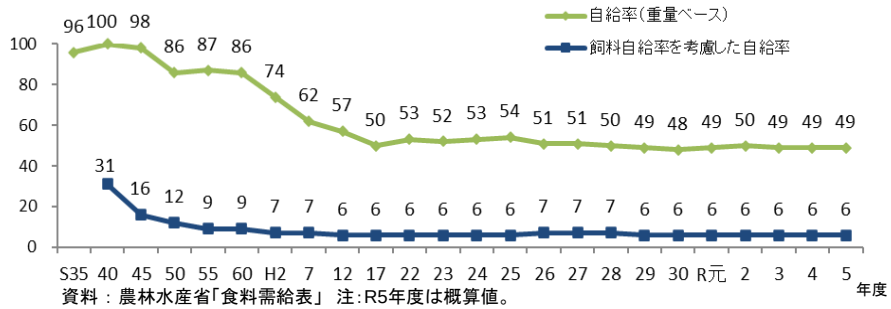

資料：農林水産省「食料需給表」 注：R5年度は概算値。

国別輸入量（部分肉ベース）令和5年度

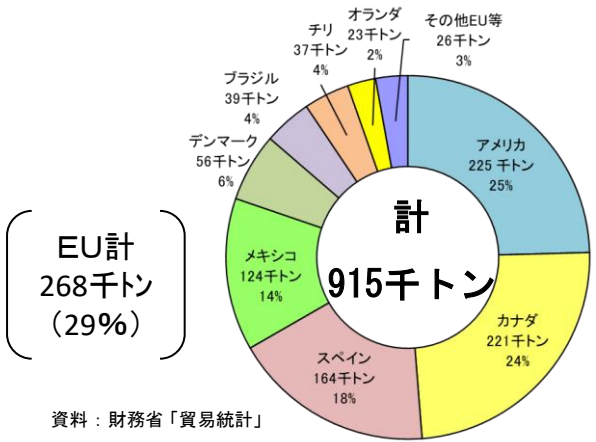

資料：財務省「貿易統計」

出典：WOAH等

ASFの発生報告状況

2024年10月31日時点

＝2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

アフリカ（31か国・地域）

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア
ルワンダ
セネガル
南アフリカ共和国
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ
ガボン

アジア（20か国・地域）

中国
モンゴル
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国
東ティモール
インドネシア
インド
マレーシア
ブータン
タイ
ネパール
シンガポール
バングラデシュ
スリランカ

ヨーロッパ（28か国・地域）

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア
エストニア
モルドバ
チェコ
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー（※2）
スロバキア
セルビア
ギリシャ
ドイツ
北マケドニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア
スウェーデン
モンテネグロ
コソボ
アルバニア

（※2）ベルギー：2020年10月1日に清浄化を宣言

南北アメリカ（2か国・地域）

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア（1か国・地域）

パプアニューギニア

水際対策-輸入検査の流れ-

輸入検査の流れ

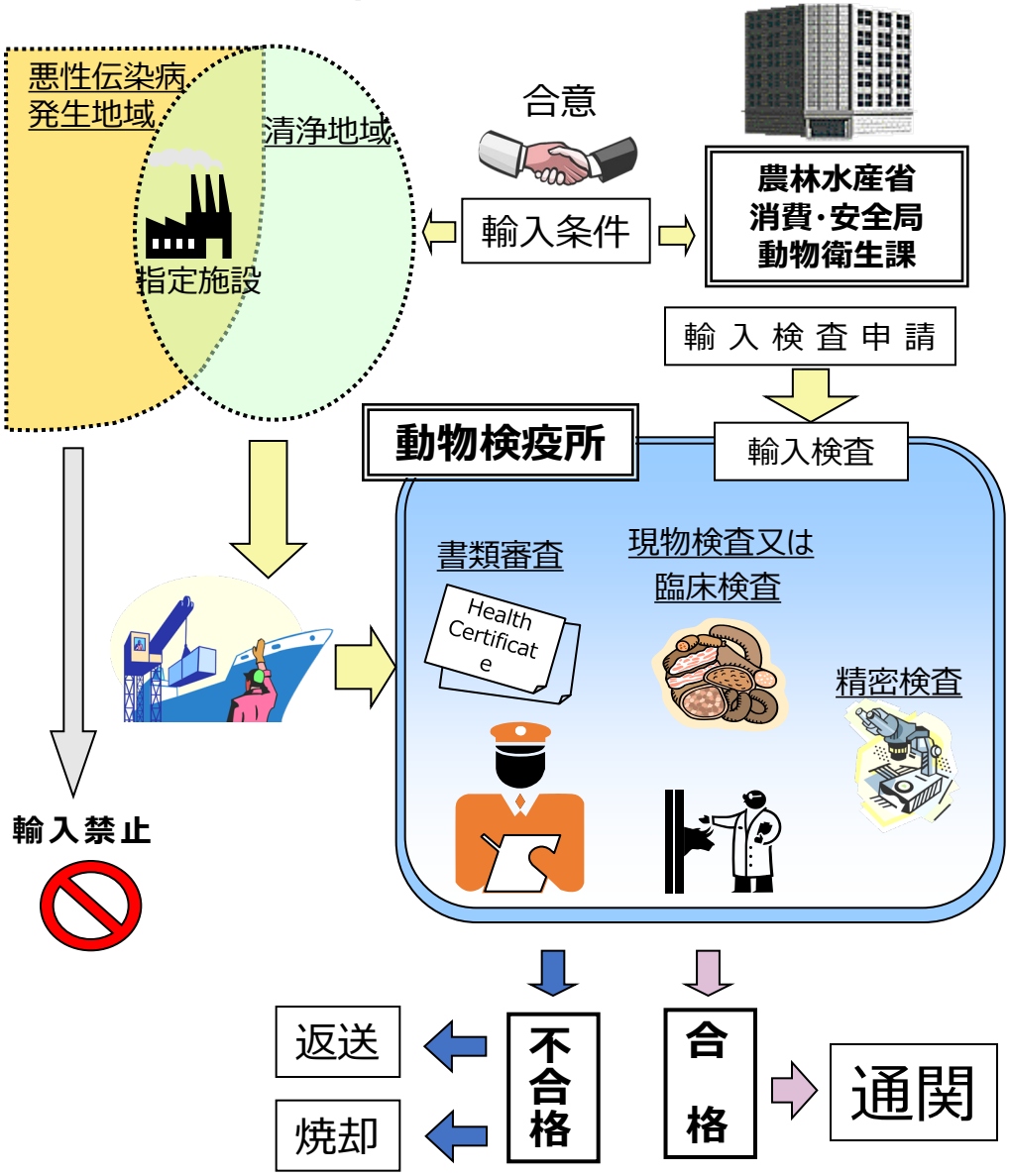

○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	７日
馬	10日	５日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	２日
初生ひな	14日	２日
犬等	12時間以内～180日	12時間以内
サル	30日	＊
兎など上記以外の動物	１日	１日

＊法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物（上記動物由来）等

(1) 卵
(2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
(3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
(4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
(5) ハム、ソーセージ及びベーコン
(6) 穀物のわら及び飼料用の乾草